

(国庫事業)

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

秋肥用

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

本年の秋肥(令和4年6月～10月に注文)と来年の春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)として使用する肥料が対象です。秋肥と春肥は分けて申請します。
※支援対象となる肥料:肥料法に基づき、農林水産大臣や都道府県への登録や届け出があるもの

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} 1.4 \\ \text{秋肥} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right] \times 0.7$$

※春肥の価格上昇率は別途お知らせします

申請方法

5戸以上の農業者グループで申請してください。
農協や肥料販売店等でまとまって申請します。

申請に必要なもの

- 1 化学肥料低減計画書(化学肥料低減に向けた取組メニューに2つ以上取り組むこと)
- 2 肥料価格高騰対策事業申請に関するチェックリスト
- 3 販売実績を示す書類(過去1年以内の販売伝票の写し等)
- 4 支援金の根拠となる証拠書類(肥料の注文票と請求書、または領収書の写し)
- 5 肥料登録・届け出があることを示すことができる書類
- 6 振込口座情報



取組メニューとは？

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

化学肥料低減計画書

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

- 2つ以上に〇が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	○	○
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)	○	◎
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

取組状況の結果を令和6年度に報告する必要があります。

申請期限

秋肥:令和4年11月24日(木)

※春肥申請時期については別途お知らせします。

※秋肥について上記の期限に間に合わなくても、春肥の申請に併せて申請することができます。

問合せ先

申請については、最寄りのJAながさき西海各営農経済センターや肥料を購入された販売店、県北振興局にご相談ください。

■ 県北振興局 吉井庁舎 TEL:0956-41-2033